

知って得する!

## 法律コラム



弁護士 大友竜亮

## 商人の相当な報酬請求について

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書のリーガルチェック、紛争対応（債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟）が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。(2024年1月1日現在)

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋宅番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

## 1 はじめに

よつば総合法律事務所の弁護士の大友です。

システム開発の契約を締結した後にクライアントから「別の仕様にしてほしい」「別の機能も追加してほしい」などの追加の要望が出てくることがあります。当初の仕様を変更して追加作業をしたときに、クライアントに追加報酬支払義務が生じるのでしょうか。もちろん契約で追加報酬について定めている場合には、その定め通りになります。では、契約で追加報酬について定めていない場合にはどうなるのでしょうか。

本日は、商人の相当な報酬請求権(商法第512条)を解説させていただきます。

## 2 商人の相当な報酬請求権

## 商法512条

商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。

商法512条は、たとえ契約で具体的に報酬を定めていなくても、「商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる」と定めています。このような請求権が認められている理由は、商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしているのであれば、通常は有償であるという経験則に基づいています。

冒頭に挙げたクライアントからの要望に応じて追加作業をしたケースでは、クライアントに追加報酬支払義務が生じる可能性があります。

類似の事案で裁判所は「仕様の変更の申出は、法的には、委託者による当初の業務範囲を超え

る新たな業務委託契約の申込みと解され、追加代金額の合意がないまま追加委託にかかる業務を完了した場合には、委託者と受託者の間で代金額の定めのない新たな業務委託契約が成立したものとみるのが相当である」として、商法512条を根拠に注文者に相当額の追加開発費の支払いを命じています(大阪地判平成14・8・29)。

## 3 相当な報酬額

商法512条で請求することができる「相当な報酬」額ですが、当該業界の基準、業務の規模・内容などを総合的に勘案して判断されることになります。

## 4 相当な報酬額の具体的な計算方法の一例

前掲大阪地判平成14・8・29では、実際の追加作業分の工数を算定し、単価額に基づいて計算するという一般的な計算方法を採用しています。

具体的には、追加作業分の工数を257.5人/日と算定し、これを1人/日当たりの開発費用を本件開発委託契約と同じ3万2500円(単価は月1人あたり65万円であり、1月の稼働日数を20日とする)として換算し、257.5×3万2500円=836万8750円を相当な報酬額として認めています。

## 5 さいごに

本日は商人の相当な報酬請求権についてご紹介させていただきました。商人間の取引には、個人間の取引とは異なる法律が適用されることがあります。企業間の取引で問題が生じているという企業様は、お近くの弁護士にご相談ください。